

今治市手数料条例（平成17年 1 月16日 条例第65号）

別表（第2条関係）

種別		単位	手数料	
1	はり紙	100枚	240円	
2	はり札	1枚	50円	
3	立看板	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個 70円	
		(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの	1個 120円	
4	建物その他の 工作物等の壁面 を利用する広告 物等	(1) 塗装	ア 表示面積が5平方メートル未 満のもの	1個 120円
			イ 表示面積が5平方メートル以 上10平方メートル未満のもの	1個 240円
			ウ 表示面積が10平方メートル以 上のもの	1個 600円
		(2) 塗装以外の もの	ア 表示面積が1平方メートル未 満のもの	1個 120円
			イ 表示面積が1平方メートル以 上5平方メートル未満のもの	1個 300円
			ウ 表示面積が5平方メートル以 上10平方メートル未満のもの	1個 600円
			エ 表示面積が10平方メートル以 上20平方メートル未満のもの	1個 1,200円
			オ 表示面積が20平方メートル以 上30平方メートル未満のもの	1個 2,400円
			カ 表示面積が30平方メートル以 上のもの	1個 3,600円
5	建物の屋上を 利用する広告物 等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個 120円	
		(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メー トル未満のもの	1個 300円	
		(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メー トル未満のもの	1個 600円	
		(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メー トル未満のもの	1個 1,200円	

	ル未満のもの		
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600円
6 建物その他の	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120円
工作物等の壁面	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300円
から突き出した	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	600円
広告物等	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個	1,200円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600円
7 野立広告物	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個	600円
	(4) 表示面積が10平方メートル以上20平方メートル未満のもの	1個	1,200円
	(5) 表示面積が20平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1個	2,400円
	(6) 表示面積が30平方メートル以上のもの	1個	3,600円
8 電柱等を利用	(1) 電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等	1枚	120円
する広告物等	(2) 電柱等に突き出して取り付ける広告物等	1個	240円
9 停留所標識を利用する広告物等		1個	120円
10 消火栓標識を利用する広告物等		1個	240円
11 広告幕		1枚	480円
12 旗及びのぼり	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	70円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの	1個	120円

13	アドバルーン		1 個	480円
14	広告アーチ	(1) 設置期間が1箇月未満のもの	1 基	1,800円
		(2) 設置期間が1箇月以上のもの	1 基	3,600円
15	照明装置を使用する広告物等	(1) 表示面積が3平方メートル未満のもの	1 個	1,200円
		(2) 表示面積が3平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1 個	2,400円
		(3) 表示面積が10平方メートル以上30平方メートル未満のもの	1 個	4,800円
		(4) 表示面積が30平方メートル以上50平方メートル未満のもの	1 個	7,100円
		(5) 表示面積が50平方メートル以上のもの	1 個	9,500円

備考

- 1 はり紙の枚数が100枚未満又は100枚未満の端数があるときは、100枚として計算する。
- 2 照明装置を使用する広告物等にあつては、この表15項の規定を適用し、その他の項の規定は、適用しないものとする。